

香美町農業委員会総会(第9回)議事録

- 1 開催日時 令和3年12月20日(月) 9:30～10:15
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 中村 成一
 - 委員 3番 岡田 久志
 - 4番 西村 功
 - 5番 井村 壽之
 - 6番 文堂 福一
 - 7番 米田 和弘
 - 8番 門垣 日出男
 - 9番 中村 彰男
 - 10番 山本 薫
 - 12番 吉川 正人
 - 13番 橋本 幸長
 - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員(6人)
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 4番 原 君枝
 - 5番 小林 隆夫
 - 副代表 8番 東垣 泰彦
 - 9番 毛戸 良久
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(4人)
 - 代表 1番 中川 君雄
 - 6番 田中 晃
 - 7番 田野 豊博
 - 10番 本上 純也
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 12月20日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(2)合意解約通知について
非農地証明願承認について
 - 第4 議案第30号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第5 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
 - 第6 議案第32号
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 福島 功
 - 事務局次長 榎 秀俊
 - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
 - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)
 - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
 - 議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は6番「文堂福一委員」と7番「米田和弘委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)
 - 議 長 異議なしの声がありますので、6番「文堂福一委員」と7番「米田和弘委員」よろしくお願ひします。

議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を16件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第30号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから32ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第30号 番号1番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「西村 功委員」と担当委員であります「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号、笠波峠を八鹿方面に下り黒田集落の交差点を右折し300mほど兎和野方面へ行く道を走っていただきますと右手の方にあります。 現地は、現況写真のように原野となっていました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第30号 番号2番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、国道482号の神水バス停から南へ約100mのところ左手にあります。 現地は、現況写真のように40～50年前に自宅の横の畑に車庫を建築し宅地化しています。地目変更登記のための願出です。
議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次の議案第30号 番号3番と番号4番の報告・説明は一括して行い採決は案件ごとに行いますので、ご了承願います。
議 長	それでは議案第30号 番号3番及び番号4番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、国道482号の水間口から県道小代村岡線を猪之谷方面に進み、ちょうど水間地区の上側にあります。 現地は、現況写真のように杉が植林され山林となっていました。ここは、今年から治山工事を施工しており保安林指定をする必要があることから地目変更登記のための願出です。
議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、案件ごとに採決を取ります。まず番号3番について、願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に番号4番について、願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長	次に議案第30号 番号5番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「西村 功委員」と私が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地は4箇所ありますが、長須と川会で2箇所ずつに分かれています。まず長須の方ですが、県道香住村岡線沿いの長須田んぼ香住側に建設会社の車庫が建っておりますが、その車庫の裏にあります。また、川会の方は、長樂寺の下にあります。 現地は、現況写真のように杉が植林され山林となっていました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第30号 番号6番の非農地証明願について、12月16日に現地調査委員であります「門垣 日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、町道石寺新屋線の茅野バス停を左折し200mほどのぼったところにあります。 現地は、現況写真のように県道拡幅工事のため提供された用地で公衆用道路となっていました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号6番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第5 議案第31号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の33ページから39ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第31号の申請について、12月16日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

8番	申請地は、国道482号の秋岡バス停を左折し100mほどのぼったところにあります。現地は、ススキが生い茂った休耕地となっていました。申請内容は、譲受人が現自宅の近くに住宅用地を探していたところ譲渡人がその要望に応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
14番	隣接者、区長、農会長の同意は、どうなっていますか。
8番	隣接者、区長、農会長とも同意書の提出をいただいております。
議 長	その他、質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第31号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	日程第6 議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第32号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第32号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟